



福岡医発第 727 号 (地)

平成 30 年 6 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

平成 30 年度介護報酬等改定に係る告示、通知等のご案内について (5 月 2 日付 他)

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日施行の介護報酬改定に係る省令、告示、通知等につきましては、「平成 30 年 4 月 介護報酬等改定に関する省令、告示、通知等について (ご案内)」(平成 30 年 4 月 4 日福岡医発第 69 号 (地)) 等にて逐次ご案内申し上げたところです。

今般の介護報酬改定において、訪問介護の生活援助中心型サービスについて、介護支援専門員が基準以上の回数を居宅サービスに位置付ける場合は、市町村に届け出ることとされましたが、その基準となる回数について、5 月 2 日付で告示及び通知等が発出されたのでご連絡申し上げます。

また、5 月 29 日付で Q&A (Vol. 4) が発出されましたのであわせてご連絡申し上げます。

なお、関連する告示、通知につきましては、日本医師会ホームページに官報と併せて掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

掲載先：日本医師会ホームページメンバーズルーム

「平成 30 年度介護報酬改定に関する情報」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/30kaitei/index.html>

---

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也

副会長 山下拓郎

( 介 42 )

平成 30 年 6 月 1 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

平成 30 年度介護報酬改定に係る告示、通知等のご案内について  
( 5 月 2 日付 他 )

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日施行の介護報酬改定に係る省令、告示、通知等につきましては、3 月 26 日付日医発第 1198 号 ( 介 154 ) 等にて逐次ご連絡申し上げたところでございます。

今般の介護報酬改定において、訪問介護の生活援助中心型サービスについて、介護支援専門員が基準以上の回数を居宅サービスに位置付ける場合は、市町村に届け出ることとされましたが、その基準となる回数について、5 月 2 日付で告示及び通知等が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、5 月 29 日付で Q&A ( Vol. 4 ) が発出されましたのであわせてご連絡申し上げます。

なお、関連する告示、通知につきましては、日医ホームページのメンバーズルーム中、介護保険の「平成 30 年度介護報酬改定に関する情報」に、官報と併せて掲載させていただきますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。( 掲載する通知は下記をご参照ください。 )

【掲載アドレス】

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/30kaitei/index.html>

敬具

記

【添付資料・ホームページにも掲載】

○官報 第 7255 号 ( 平成 30 年 5 月 2 日付 ) 抜粋

・厚生労働省告示第 218 号 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

【日本医師会ホームページ掲載】

(通知)

- 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について  
(老振発0510第1号 平成30年5月10日 厚生労働省老健局振興課長通知)

(Q&A)

- 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (平成30年5月29日)」  
の送付について

以上



九  
えこりん村

| 期間                      | 対象外国公館等の所在地 | 対象外国公館等の区域        | 備考                               |
|-------------------------|-------------|-------------------|----------------------------------|
| 平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで | 北海道恵庭市      | 北海道恵庭市            | 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 |
| 平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで | 北海道恵庭市      | 牧場（次の図面に示す部分に限る。） | 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 |

十  
トヨタ自動車北海道

| 期間                      | 対象外国公館等の所在地 | 対象外国公館等の区域 | 備考                               |
|-------------------------|-------------|------------|----------------------------------|
| 平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで | 北海道苫小牧市     | 北海道苫小牧市    | 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 |
| 平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで | 北海道苫小牧市     | 字勇払百四十五の一  | 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 |

備考

「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

## ○文部科学省告示第七十一号

重要無形文化財青磁の保持者中島宏（平成十九年文部科学省告示第二百二十二号）は、平成三十年三月七日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財青磁の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付で解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成三十年五月二日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 中川 雅治

## ○文部科学省告示第七十二号

選定保存技術手切鍔製作の保持者澤田英之助（平成二十八年文部科学省告示第三百三十五号）は、平成三十年二月二日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術手切鍔製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四百八十八条第四項前段の規定により同日付で解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成三十年五月二日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 中川 雅治

- 四 北緯四十二度三十八分五十秒、東経百四十一度四十一分三十九秒の点
- 五 北緯四十二度三十八分三十二秒、東経百四十一度四十一分四十八秒の点
- 六 北緯四十二度三十八分二十秒、東経百四十一度四十一分四十三秒の点
- 七 北緯四十二度三十八分九秒、東経百四十一度四十一分八秒の点
- 八 北緯四十二度三十八分十四秒、東経百四十一度四十一分五十一秒の点
- 九 北緯四十二度三十八分三十一秒、東経百四十一度四十分三十九秒の点
- 十 北緯四十二度三十八分四十九秒、東経百四十一度四十分二十九秒の点

## ○厚生労働省告示第二百十八号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を次のように定め、平成三十年五月二日から適用する。

平成三十年五月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に

一 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数、次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数

- イ 要介護一 一月につき二十七回
- ロ 要介護二 一月につき三十四回
- ハ 要介護三 一月につき四十三回

二 要介護四 一月につき三十八回  
ホ 要介護五 一月につき三十一回  
二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に  
関する基準第十三条第十八号の二に規定する厚  
生労働大臣が定める訪問介護 生活援助（指定  
居宅サービスに要する費用の額の算定に関する  
基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指  
定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護  
費の注3に規定する生活援助をいう。）が中心で  
ある指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業  
の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一  
年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定  
訪問介護をいう。）

○国土交通省告示第六百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十  
九条第三項の規定により、都市計画事業の承認を  
したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、  
次のとおり告示する。  
なお、事業地の一部について、都市計画法第六  
十九条の規定により適用される土地収用法第三十  
一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用  
の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条  
第三項の規定に基づき、あわせて告示する。  
平成三十年五月二日  
国土交通大臣 石井 啓一

- 一 施行者の名称 国土交通大臣  
二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画  
道路事業幹線街路放射第15号線  
三 事業施行期間 自平成三十年五月二日至平成  
三十五年三月三十一日

○国土交通省告示第六百三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六條ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年四月十八日付  
けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）  
第十二条の規定に基づき、告示する。  
平成三十年五月二日  
国土交通大臣 石井 啓一

| 船名 | 船主の名称 | 船主の住所 |
|----|-------|-------|
| 船名 | 船主の名称 | 船主の住所 |
| 船名 | 船主の名称 | 船主の住所 |

○国土交通省告示第六百四十号

水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えた  
ので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告  
示する。  
平成三十年五月二日  
国土交通大臣 石井 啓一

| 免許番号     | 氏名    | 本籍の都府県 | 免許年月日      | 水先区    |
|----------|-------|--------|------------|--------|
| 第二〇〇〇八三三 | 宮内 秀幸 | 福岡県    | 平成三十年四月十八日 | 関門水先区  |
| 第二〇〇〇八四四 | 池田 匡孝 | 東京都    | 平成三十年四月十八日 | 東京湾水先区 |

四 事業地

収用の部分 東京都墨田区緑二丁目、緑三丁目  
及び緑四丁目各地内  
使用の部分 なし  
五 収用の手続きが保留される事業地 東京都墨  
田区緑二丁目、緑三丁目及び緑四丁目各地内  
○国土交通省告示第六百三十八号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十  
九条第三項の規定により、都市計画事業の承認を  
したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、  
次のとおり告示する。  
なお、事業地の一部について、都市計画法第六  
十九条の規定により適用される土地収用法第三十  
一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用  
の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条  
第三項の規定に基づき、あわせて告示する。  
平成三十年五月二日  
国土交通大臣 石井 啓一

- 一 施行者の名称 国土交通大臣  
二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画  
道路事業幹線街路放射第15号線  
三 事業施行期間 自平成三十年五月二日至平成  
三十五年三月三十一日  
四 事業地  
収用の部分 東京都墨田区両国一丁目、両国二  
丁目及び両国三丁目各地内  
使用の部分 なし  
五 収用の手続きが保留される事業地 東京都墨  
田区両国一丁目、両国二丁目及び両国三丁目各  
地内

○国土交通省告示第六百四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八條第七項において準用する第二十五条の五十の規定  
に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八條  
第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。  
平成三十年五月二日  
国土交通大臣 石井 啓一

一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術  
的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十三年運輸省令第三十  
号）第百十一條に規定する危険物の積付けの検査及び同令第百十二條に規定す  
る危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件  
苦小牧事務所の変更  
事務所所在地の変更

| 二) 事務所の所在地の変更 |                      |
|---------------|----------------------|
| 変更前           | 北海道苫小牧市元中野町二丁目2番15号  |
| 変更後           | 北海道苫小牧市拓翼東町一丁目28番27号 |

○国土交通省告示第六百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八條第七項において準用する第二十五条の五十の規定  
に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八條  
第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。  
平成三十年五月二日  
国土交通大臣 石井 啓一

一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術  
的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十三年運輸省令第三十  
号）第百十一條に規定する危険物の積付けの検査及び同令第百十二條に規定す  
る危険物のコンテナへの収納方法の検査及び同令第百十二條に規定す  
る危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件  
鹿兒島第一事業所の変更  
事務所所在地の変更

| 鹿兒島第一事業所の變更    |                      |
|----------------|----------------------|
| (一) 事務所の所在地の變更 |                      |
| 變更前            | 鹿兒島県鹿兒島市新屋敷町 9 番 1 号 |
| 變更後            | 鹿兒島県鹿兒島市住吉町13番13号    |

○国土交通省告示第六百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する  
法律（昭和四十五年法律第三十六号）以下「海洋汚染等防止法」という。）第十九條の十五第三項同  
法第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船  
舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）以下「国際船舶・港  
湾保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、  
一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、  
海洋汚染等防止法第十九條の十五第三項（同法第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項に  
おいて準用する場合を含む。）及び国際船舶・港湾保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法  
第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。  
平成三十年五月二日  
国土交通大臣 石井 啓一

老振発 0510 第 1 号

平成 30 年 5 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

（公 印 省 略）

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年 5 月 2 日付けで、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）が別添のとおり公布されました。

本告示は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 に基づき、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を定めたものであり、詳細は下記のとおりです。

平成 30 年 10 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 趣旨

訪問介護における生活援助中心型サービスについては、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしている。

これは、生活援助中心型サービスについては 必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者において、様々な事情を抱える場合もあることを踏まえて利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。

なお、平成 30 年度介護報酬改定では、訪問介護について、上記の取組のほか、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職等と連携した取り組みの評価、身体介護として行う自立支援に資するような見守り援助の明確化により、自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価をすることとしている。

## 2. 本告示の概要

上記のケアプランの届出については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされている。

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数＋2 標準偏差（2 S D）（※）」を基準とする。（※）全国での利用回数の標準偏差に 2 を乗じた回数

具体的には、直近の 1 年間（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月分）の給付実績（全国）を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数＋2 標準偏差（2 S D）」の回数を算出した上で、要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じてそれぞれ 1 月あたり以下の回数とする。

| 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 27 回  | 34 回  | 43 回  | 38 回  | 31 回  |

なお、本告示の適用期日は平成 30 年 10 月 1 日である。

○厚生労働省告示第二百十八号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を次のように定め、平成三十年十月一日から適用する。

平成三十年五月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数 次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数

イ 要介護一 一月につき二十七回

ロ 要介護二 一月につき三十四回

ハ 要介護三 一月につき四十三回

二 要介護四 一月につき三十八回

ホ 要介護五 一月につき三十一回

二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護 生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注３に規定する生活援助をいう。）が中心である指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）

事 務 連 絡

平成 30 年 5 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 4）（平成 30 年 5 月 29 日）」  
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、暑く御礼申し上げます。

本日、「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 4）（平成 30 年 5 月 29 日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

**【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護関係共通事項】**

○ 生活機能向上連携加算について

問1 「ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法等を調整するものとする」とあるが、具体的にはどのような方法があるのか。

(答)

利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行った上で、訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならないことから、外部の理学療法士等は、生活機能アセスメントに留意した助言を行うことが求められる。

- ① 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
- ② 生活機能アセスメントの結果に基づき、①の内容について定めた3月を目途とする達成目標
- ③ ②の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
- ④ ②及び③の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容

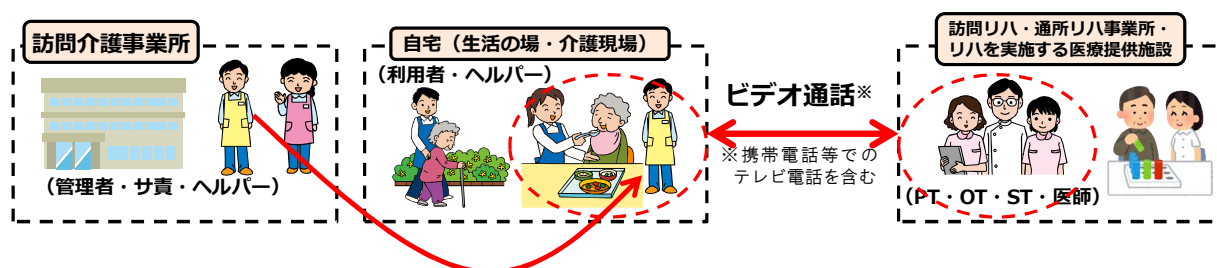
ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合については、具体的には次のような方法が考えられる。

- ① 訪問介護事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、リアルタイムでのコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な情報通信機器を用いて、外部の理学療法士等が利用者のADL及びIADLの状況を把握すること。なお、通信時間等の調整を行い、当該利用者の自宅（生活の場・介護現場）にてビデオ通話を行うこと。
- ② 訪問介護事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、あらかじめ、動画によって利用者のADL及びIADLの状況について適切に把握することができるよう、動画の撮影方法及び撮影内容を調整した上で、訪問介護事業所のサービス提供責任者が利用者宅で動画撮影を行い、当該動画データを外部の理学療法士等に提供することにより、外部の理学療法士等が利用者のADL及びIADLの状況を把握すること。なお、当該利用者のADL及びIADLの動画内容は、当該利用者の自宅（生活の場・介護現場）の環境状況、動作の一連の動き等がわかるように撮影すること。

また、実施に当たっては、利用者の同意を取るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意することが必要である。SNS（Social Networking Service）の利用については、セキュリティが十分に確保されていないサービスもあることから、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」を参考に、適切な対策を講じることが適当である。なお、外部の理学療法士等が、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末を利用して行う場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5版）」（平成29年5月）に対応していることが必要である。

## ICTを活用した動画やテレビ電話を活用する事例

### （1）リアルタイムでのコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な情報通信機器を活用する場合



### （2）撮影方法及び撮影内容を調整した上で動画を撮影し、動画データを外部の理学療法士等に提供する場合



### 【共生型サービス】

#### ○ 障害者施設が日中に提供する共生型サービスについて

問2 共生型サービスの取扱いについて、指定障害者支援施設が昼間に行う日中活動系サービスは共生型サービスの対象であるか。

(答)

指定障害福祉事業所のうち指定障害者支援施設が昼間に行う日中活動系サービスについても、共生型通所介護及び共生型地域密着型通所介護の対象となる。

#### ○ 機能訓練指導員が共生型生活介護における自立訓練（機能訓練）を行うことについて

問3 通所介護事業所が共生型生活介護の指定を受けたときに、通所介護の機能訓練指導員（理学療法士等）が共生型生活介護における自立訓練（機能訓練）を行うことは可能か。また、その場合は個別機能訓練加算の専従要件に該当するのか。

(答)

通所介護の機能訓練指導員は、配置基準上は1以上とされており、共生型生活介護における自立訓練（機能訓練）を兼務することは可能。

共生型サービスは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられたものであり、対象者を区分せず、一体的に実施することができる。

このため、機能訓練指導員が共生型生活介護における自立訓練（機能訓練）を行う場合は、利用者である高齢者と障害児者の合計数により利用定員を定めることとしており、その利用定員の範囲内において、両事業を一体的に実施し、機能訓練を行うものであることから、専従要件に該当する。

### 【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導】

#### ○ 単一建物居住者の人数が変更になった場合の算定について

問4 居宅療養管理指導の利用者の転居や死亡等によって、月の途中で単一建物居住者の人数が変更になった場合の居宅療養管理指導費の算定はどうすればよいか。

(答)

居宅療養管理指導の利用者が死亡する等の事情により、月の途中で単一建物居住者の人数が減少する場合は、当月に居宅療養管理指導を実施する当初の予定の人数に応じた区分で算定する。

また、居宅療養管理指導の利用者が転居してきた等の事情により、月の途中で単一建物居住者の人数が増加する場合は、

① 当月に居宅療養管理指導を実施する予定の利用者については、当初の予定人数に応

じた区分により、

- ② 当月に転居してきた居宅療養管理指導の利用者等については、当該転居してきた利用者を含めた、転居時点における居宅療養管理指導の全利用者数に応じた区分により、それぞれ算定する。

なお、転居や死亡等の事由については診療録等に記載すること。

例えば、同一の建築物の10名に居宅療養管理指導を行う予定としており、1名が月の途中で退去した場合は、当該建築物の9名の利用者について、「単一建物居住者10名以上に対して行う場合」の区分で算定する。

また、同一の建築物の9名に居宅療養管理指導を行う予定としており、1名が月の途中で転入した場合は、当初の9名の利用者については、「単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合」の区分で算定し、転入した1名については、「単一建物居住者10名以上に対して行う場合」の区分で算定する。

#### ○単一建物居住者の人数の考え方について

問5 同一の建築物において、認知症対応型共同生活介護事業所と集合住宅が併存する場合の居宅療養管理指導費の算定はどうすればよいか。

(答)

同一の建築物において、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所と集合住宅が併存する場合には、次のとおり、認知症対応型共同生活介護事業所とそれ以外で区別し、居宅療養管理指導費を算定する。

- ① 当該建築物のうち認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなす。ただし、1つのユニットで1つの同一世帯の利用者のみに居宅療養管理指導を実施する場合には、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」の区分で算定する。
- ② 当該建築物のうち認知症対応型共同生活介護事業所以外については、認知症対応型共同生活介護事業所で居宅療養管理指導を実施する人数を含め、当該建築物で居宅療養管理指導を実施する人数を単一建物居住者の人数とする。

ただし、当該建築物で1つの同一世帯の利用者のみに居宅療養管理指導を実施する場合は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」の区分で算定する。

また、「当該建築物で居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合」又は「当該建築物の戸数が20戸未満であって、居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合」については、利用者ごとに「単一建物居住者1人に対して行う場合」の区分で算定する。

○ 単一建物居住者の人数の考え方について

問 6 同一の集合住宅に、複数の「同居する同一世帯に居宅療養管理指導費の利用者が2人以上いる世帯」がある場合、算定はどうすればよいか。また、同一の集合住宅に、「同居する同一世帯に居宅療養管理指導費の利用者が2人以上いる世帯」とそれ以外の利用者がいる場合、算定はどうすればよいか。

(答)

いずれの場合についても、居宅療養管理指導を実施する予定の合計数に応じた区分により算定する。

例えば、同一の集合住宅に、居宅療養管理指導費を利用する「同居する夫婦の世帯」が2世帯ある場合の区分については、「単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合」の区分により算定する。

また、同一の集合住宅に、居宅療養管理指導費を利用する「同居する夫婦の世帯」が1世帯と居宅療養管理指導費を利用する者が「1人の世帯」が8世帯ある場合の区分については、「単一建物居住者10人以上に対して行う場合」の区分により算定する。

【通所介護】

○ ADL維持等加算について

問 7 平成31年度からADL維持等加算を算定する場合、申出はいつまでに行う必要があるか。

(答)

申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、平成30年7月までに申出を行う必要がある。

【通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】

○ リハビリテーションマネジメント加算について

問 8 新規利用者について、通所リハビリテーションの利用開始日前に利用者の居宅を訪問した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たすのか。

また、新規利用者について、介護予防通所リハビリテーションの利用開始日前に利用者の居宅を訪問した場合は、リハビリテーションマネジメント加算の算定要件を満たすのか。

(答)

いずれの場合においても、利用初日の1月前から利用前日に利用者の居宅を訪問した

場合であって、訪問日から利用開始日までの間に利用者の状態と居宅の状況に変化がなければ、算定要件である利用者の居宅への訪問を行ったこととしてよい。

《参考》

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日) 問 21」の修正

【介護予防通所リハビリテーション】

○ 送迎の実施について

問 9 介護予防通所リハビリテーションにおいて、利用者の居宅から指定介護予防通所リハビリテーション事業所との間の送迎を実施しない場合、基本報酬を算定してよいか。

(答)

利用者の居宅から指定介護予防通所リハビリテーション事業所との間の送迎を実施することが望ましいが、利用者の状態を把握し、利用者の同意が得られれば、送迎を実施しない場合であっても基本報酬を算定して差し支えない。

【看護小規模多機能型居宅介護】

○ 管理者について

問 10 看護小規模多機能型居宅介護の管理者については、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこととされており、看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは事業所に併設する指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る）、介護医療院等の職務に従事することができるとされているが、医師が管理者になることは可能であるか。

(答)

看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所であって、当該診療所が有する病床を当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室として兼用する場合には、当該事業所の管理業務に支障がない場合、当該事業所に併設する指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る）及び介護医療院に配置された医師が管理者として従事することは差し支えない。

○ 管理者及び代表者について

問 11 看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び代表者について、保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験の

ある者である必要があり、さらに管理者としての資質を確保するための関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいとされているが、医師の場合はどのように考えればよいか。

(答)

看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができることとされたことから、当該看護小規模多機能型居宅介護の管理者及び代表者について、保健師及び看護師ではなく医師が従事することは差し支えない。この場合、厚生労働大臣が定める研修の修了は求めないものとするが、かかりつけ医認知症対応力向上研修等を受講していることが望ましい。

#### 【介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

##### ○ 特別養護老人ホームの職員に係る「専従要件」の緩和について

問 12 一部ユニット型施設・事業所が、ユニット型部分とユニット型以外の部分それぞれ別施設・事業所として指定されることとなった場合について、

- ①常勤職員による専従が要件となっている加算
- ②入所者数に基づいた必要職員数が要件となっている加算の算定について、それぞれどのように考えればよいか。

(答)

(①について)

従来、「一部ユニット型」として指定を受けていた施設が、指定更新により、ユニット型施設とユニット型以外の施設とで別の指定を受けている場合を含め、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設（又は地域密着型介護老人福祉施設）が併設されている場合については、「個別機能訓練加算」や「常勤医師配置加算」など常勤職員の専従が要件となっている加算について、双方の施設を兼務する常勤職員の配置をもって双方の施設で当該加算を算定することは認められないものとしてきたところである。

しかしながら、個別機能訓練加算については、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する」ことが理学療法士等に求められているものであり、一体的な運営が行われていると認められる当該併設施設において、双方の入所者に対する機能訓練が適切に実施されている場合で、常勤の理学療法士等が、双方の施設において、専ら機能訓練指導員としての職務に従事しているのであれば、今後、当該加算の算定要件を双方の施設で満たすものとして取り扱うこととする。

常勤医師配置加算については、同一建物内でユニット型施設と従来型施設を併設し、一体的に運営されており、双方の施設で適切な健康管理及び療養上の指導が実施されている場合には、加算の算定要件を双方の施設で満たすものとする。

(②について)

入所者数に基づいた必要職員数を算定要件としている加算である「看護体制加算」と「夜勤職員配置加算」については、双方の入所者の合計数に基づいて職員数を算定するものである。

この点、夜勤職員配置加算については、「平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 1)」(平成 21 年 3 月 23 日)では、「一部ユニット型については、ユニット部分及び多床室部分それぞれで要件を満たす必要がある」としているところであるが、指定更新の際に別指定を受けることとなった旧・一部ユニット型施設を含め、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の施設(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設)が併設されている場合については、双方の入所者及びユニット数の合計数に基づいて職員数を算出するものとして差し支えないこととする。なお、この際、ユニット型施設と従来型施設のそれぞれについて、1 日平均夜勤職員数を算出するものとし、それらを足し合わせたものが、施設全体として、1 以上上回っている場合に夜勤職員配置加算が算定できることとする。ただし、ユニット型施設と従来型施設の入所者のそれぞれの基本サービス費について加算が算定されることとなるため、双方の施設における夜勤職員の加配の状況が極端に偏りのあるものとならないよう配置されたい。

※ 短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (平成 27 年 4 月 1 日)の問 1 3 5 及び平成 27 年 Q & A (vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日)問 25 については削除する。

※ 平成 23 年 Q & A「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて(疑義解釈)」(平成 23 年 9 月 30 日)問 6 について、上記回答に係る部分については適用を受けないものとする。

<削除する Q & A>

平成 27 年 Q & A (vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日)

**【介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】**

○ 特別養護老人ホームの職員に係る「専従要件」の緩和関係

問 25 一部ユニット型施設・事業所が、ユニット型部分とユニット型以外の部分それぞれ別施設・事業所として指定されることとなった場合について、

- ①常勤職員による専従が要件となっている加算
- ②入所者数に基づいた必要職員数が要件となっている加算

の算定について、それぞれどのように考えればよいか。

(答)

(①について)

従来、「一部ユニット型」として指定を受けていた施設が、指定更新により、ユニット型施設とユニット型以外の施設とで別の指定を受けている場合を含め、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設（又は地域密着型介護老人福祉施設）が併設されている場合については、「個別機能訓練加算」や「常勤医師配置加算」など常勤職員の専従が要件となっている加算について、双方の施設を兼務する常勤職員の配置をもって双方の施設で当該加算を算定することは認められないものとしてきたところである。

しかしながら、個別機能訓練加算については、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する」ことが理学療法士等に求められているものであり、一体的な運営が行われていると認められる当該併設施設において、双方の入所者に対する機能訓練が適切に実施されている場合で、常勤の理学療法士等が、双方の施設において、専ら機能訓練指導員としての職務に従事しているのであれば、今後、当該加算の算定要件を双方の施設で満たすものとして取り扱うこととする。

(②について)

入所者数に基づいた必要職員数を算定要件としている加算である「看護体制加算」と「夜勤職員配置加算」については、双方の入所者の合計数に基づいて職員数を算定するものである。

この点、夜勤職員配置加算については、「平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 1)」(平成 21 年 3 月 23 日)では、「一部ユニット型については、ユニット部分及び多床室部分それぞれで要件を満たす必要がある」としているところであるが、指定更新の際に別指定を受けることとなった旧・一部ユニット型施設を含め、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設）が併設されている場合については、双方の入所者及びユニット数の合計数に基づいて職員数を算出するものとして差し支えないこととする。なお、この際、ユニット型施設と従来型施設のそれぞれについて、1 日平均夜

勤職員数を算出するものとし、それらを足し合わせたものが、施設全体として、1以上上回っている場合に夜勤職員配置加算が算定できることとする。ただし、ユニット型施設と従来型施設の入所者のそれぞれの基本サービス費について加算が算定されることとなるため、双方の施設における夜勤職員の加配の状況が極端に偏りのあるものとならないよう配置されたい。

※ 短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）の問 135 については削除する。

※ 平成 23 年 Q&A「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて（疑義解釈）」（平成 23 年 9 月 30 日）問 6 について、上記回答に係る部分については適用を受けないものとする。

#### 【施設系サービス全般】

##### ○ 再入所時栄養連携加算について

問 13 再入所時栄養連携加算は入所者 1 人につき 1 回を限度として算定するとされており、二次入所時に当該加算は算定可能と考えるが、再々入所時においても算定可能か。

（答）

例えば、嚥下調整食の新規導入に伴い再入所時栄養連携加算を算定した入所者が、再度、医療機関に入院し、当該入院中に経管栄養が新規導入となり、その状態で二次入所となった場合は、当該加算を再度算定できる。

##### ○ 褥瘡マネジメント加算及び排泄支援加算について

問 14 「褥瘡対策に関するケア計画書」と「排せつ支援計画書」に関して、厚生労働省が示した様式通りに記載する必要があるか。

（答）

「老企第 40 号平成 12 年 3 月 8 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知」に記載の通り、厚生労働省が示した「褥瘡対策に関するケア計画書」、「排せつ支援計画書」はひな形であり、これまで施設で使用してきた施設サービス計画書等の様式にひな形同様の内容が判断できる項目が網羅されていれば、その様式を代用することができる。